資金収支計算書

(自) 平成 27 年 4 月 1 日 (至) 平成 28 年 3 月 31 日

(単位:円)

勘定科目			予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
事業活動に		保育事業収入	101, 359, 500	101, 295, 010	64, 490	
	収入	経常経費寄付金収入	1, 680, 000	1, 674, 300	5, 700	
		受取利息配当金収入	10,000	9, 949	51	
		その他の収入	790, 000	774, 830	15, 170	
		事業活動収入計(1)	103, 839, 500	103, 754, 089	85, 411	
	支出	人件費支出	74, 990, 000	74, 959, 991	30, 009	
よる		事業費支出	13, 250, 000	13, 203, 637	46, 363	
収		事務費支出	6, 046, 000	5, 967, 005	78, 995	
支		その他の支出	710, 000	702, 100	7, 900	
		事業活動支出計(2)	94, 996, 000	94, 832, 733	163, 267	
	事	F業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	8, 843, 500	8, 921, 356	△ 77,856	
施設	収入	施設整備等収入計(4)	0	0	0	
婚年	支出	固定資産取得支出	882,000	882, 000	0	
に よる 収 支		施設整備等支出計(5)	882,000	882, 000	0	
収支	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		△ 882,000	△ 882,000	0	
そ の 他	収入	その他の活動収入計(7)	0	0	0	
活動		積立資産支出	6, 115, 629	6, 115, 629	0	
12 12	出	その他の活動支出計(8)	6, 115, 629	6, 115, 629	0	
る 収 支	そ	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△ 6, 115, 629	△ 6, 115, 629	0	
予	予備費支出(10) 当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)				0	
当				1, 923, 727	△ 77,856	
前	期末支払資金残高(12)		109, 337, 807	109, 337, 807	0	
当	期末支払資金残高(11)+(12)		111, 183, 678	111, 261, 534	△ 77,856	

事業活動計算書

(自) 平成 27 年 4 月 1 日 (至) 平成 28 年 3 月 31 日

(単位:円)

(単位:円)							
勘定科目			当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)−(B)		
サービス	ılπ	保育事業収益	101, 295, 010				
	収益	経常経費寄付金収益	1, 674, 300				
	- ALLIA	サービス活動収益計(1)	102, 969, 310				
	費	人件費	75, 680, 041				
活		事業費	13, 203, 637				
動		事務費	5, 967, 005				
増減	用	減価償却費	2, 950, 364				
例の		国庫補助金等特別積立金取崩額	△ 1,534,500				
部		サービス活動費用計 (2)	96, 266, 547				
	サ	ービス活動増減差額(3)=(1)- (2)	6, 702, 763				
サー	-1	受取利息配当金収益	9, 949				
ピ	収益	その他のサービス活動外収益	774, 830				
活動	1001.	サービス活動外収益計(4)	784, 779				
外	費用	その他のサービス活動外費用	702, 100				
増 減		サービス活動外費用計(5)	702, 100				
の部	サ	ーービス活動外増減差額(6)=(4)- (5)	82, 679				
	•	経常増減差額(7)=(3)+(6)	6, 785, 442				
特別	収益	特別収益計(8)	0				
増	費	固定資産売却損・処分損	1				
減の	用	特別費用計(9)	1				
部	特	F別増減差額(10)=(8)-(9)	△ 1				
当期	活動	増減差額(11)=(7)+(10)	6, 785, 441				
繰	前期	B繰越活動増減差額(12)	82, 753, 124				
越活	当期	末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	89, 538, 565				
動	基本	全 取崩額(14)					
増 減	その)他の積立金取崩額(15)	0				
差	その)他の積立金積立額(16)	5, 620, 269				
額の部	次期	B繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)−(16)	83, 918, 296				

貸借対照表 平成 28 年 3 月 31 日現在

(単位:円)

資	産の音	部		負 債	f 0)	部	(平匹・11)
<u></u>	当年	前年		只 !!	当年	前年	
	度末	度末	増減		度末	度末	増減
流動資産	114, 831, 207			流動負債	3, 569, 673		
現金預金	114, 509, 537			事業未払金	733, 148		
事業未収金	282, 170			その他の未払金	1, 894, 009		
未収金	0			未払費用	521, 856		
未収補助金	39, 500			職員預り金	420, 660		
その他の流動資産	0						
固定資産	129, 381, 136			固定負債	10, 223, 488		
基本財産	84, 358, 000			退職給付引当金	10, 223, 488		
土地	74, 221, 000						
建物	10, 137, 000						
その他の固定資産	45, 023, 136						
構築物	742, 353						
器具及び備品	1, 650, 611						
退職給付引当資産	8, 630, 172			負債の部合計	13, 793, 161		
保育所繰越積立資産	34, 000, 000			純 資 産 の	部		
				基本金	104, 898, 136		
				第一号基本金	97, 471, 000		
				第三号基本金	7, 427, 136		
				国庫補助金等特別積立金	7, 602, 750		
				その他の積立金	34, 000, 000		
				人件費積立金	12, 000, 000		
				修繕費積立金	17, 000, 000		
				備品等購入積立金	5, 000, 000		
				次期繰越活動増減差額	83, 918, 296		
				(うち当期活動増減差額)	6, 785, 441		
				純資産の部合計	230, 419, 182		
資産の部合計	244, 212, 343			負債及び純資産の部合計	244, 212, 343		

社会福祉法人 真光福祉会定款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 大乗仏教の精神、特に浄土真宗の宗祖、親鸞聖人の御教え、御同朋御同行の精神を、その設立の根本理念とする、この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

第二種社会福祉事業

[1] 保育所生野幼児園の設置経営

(名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人真光福祉会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を大阪市生野区生野東3丁目1番9号に置く。

第2章 役員及び職員

(役員の定数)

第5条 この法人には、次の役員を置く

- [1] 理事 6名
- [2] 監事 2名
- 2 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長となる。
- 3 理事長は、この法人を代表する。
- 4 役員の選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、 理事のうちに1名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれ

てはならない。

(役員の任期)

- 第6条 役員の任期は2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 役員は再任されることができる。
- 3 理事長の任期は、理事として在任する期間とする。

(役員の選任等)

- 第7条 理事は、理事総数の3分の2以上の同意を得て、理事長が委嘱する。
- 2 監事は、理事会において選任する。
- 3 監事は、この法人の理事、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員の報酬等)

- 第8条 役員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位に あることのみによっては、支給しない。
- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

- 第9条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の軽易な業務は理事長が専決し、これを理事会に報告する。
- 2 理事会は、理事長がこれを招集する。
- 3 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。
- 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
- 5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決する ことができない。
- 6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 7 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わる

ことができない。

9 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の 要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなけれ ばならない。

(理事長の職務の代理)

- 第10条 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他 の理事が、順次に理事長の職務を代理する。
- 2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、 理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

- 第11条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。
- 2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会及び大阪市長に報告するものと する。
- 3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会に出席して意見を 述べるものとする。

(職員)

- 第12条 この法人に、職員若干名を置く。
- 2 この法人の設置経営する施設の長(以下「施設長」という。)は、理事会の議決を 経て、理事長が任免する。
- 3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第3章 資産及び会計

(資産の区分)

- 第13条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の2種とする。
- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
 - [1]大阪市生野区生野東3丁目14番地5所在の 鉄骨造陸屋根参階建(家屋番号14番5)生野幼児園 園舎 1棟 (延床面積776.78平方メートル)
 - [2] 大阪市生野区生野東3丁目14番地5所在の生野幼児園 敷地 (701.05平方メートル)
- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第14条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2 以上の同意を得て、大阪市長の承認を得なければならない。ただし、独立行政法 人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合には、大阪市長の承認は必 要としない。

(資産の管理)

- 第15条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確 実な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

第16条 この法人は、特別会計を設けることが出来る。

(予算)

第17条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数 の3分の2以上の同意を得なければならない。

(決算)

- 第18条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年 度終了後2月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認 定を得なければならない。
- 2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、 各事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望 する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を 除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、 必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第19条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第20条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、 理事会において定める経理規定により処理する。

(臨機の措置)

第21条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄を しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第4章 解散及び合併

(解散)

第22条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの 解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第23条 解散(合併又は破産による解散を除く。) した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第24条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、大阪市長の認可を受けなければならない。

第5章 定款の変更

(定款の変更)

- 第25条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、 大阪市長の認可(社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項 に係わるものを除く。)を受けなければならない。
- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係わる定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を大阪市長に届け出なければならない。

第6章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 26 条 この法人の公告は、社会福祉法人真光福祉会の掲示場に掲示するとともに、 新聞に掲載して行う。

(施行規則)

第27条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理
事
長
ま
後

大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上
上</td

附則

変更後の定款は平成16年8月24日から施行する。

社会福祉法人真光福祉会定款細則

(目 的)

第1条 この規定は、定款第9条の規定に基づき、理事長が専決することができる日常の業務に関して必要な事項を定めるものとする。

(専決事務)

- 第2条 理事長は、次に掲げる事務を専決することができる。
 - (1)「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免
 - (2) 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること。
 - (3) 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
 - (4) 設備資金の借入れに係わる契約であって予約の範囲内のもの。
 - (5) 建設工事請負や物品納入等の契約のうち、(予定価格が建設工事請負は250 万円を、物品納入等は160万円を超えない)次のような軽微なもの
 - ① 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
 - ② 施設整備の保守管理、物品の修理等
 - ③ 緊急を要する物品の購入等
 - (6) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらを処分。 ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
 - (7) 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄。ただし、法人運営に重大な影響がある固定 資産を除く。
 - (8) 予算上の予備費の支出
 - (9) 入所者・利用者の日常の処遇に関すること。
 - (10) 入所者の預り金の日常の管理に関すること。
 - (11) 寄付金の受入れに関する決定。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- 2 理事長は、前項の規定により専決した事項について、直近の理事会に報告しなければならない。

附則

この規定は、平成19年5月30日より施行する。